

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月23日	
和歌山市長 様	
提出者 〒550-0004 住 所 大阪府大阪市西区靱本町1丁目4番12号 氏 名 東亜建設工業株式会社 大阪支店 執行役員支店長 作井 孝光 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6443-3061	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜建設工業株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪府大阪市西区靱本町1丁目4番12号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	450,000万円
③ 従業員数	150名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	排 出 量	6,316 t	2 t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・建設副産物のリサイクル率の向上 ・建設工事の混合廃棄物排出量の削減					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	排 出 量	700 t	2 t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまで実施した取組を継続する					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物は確実に分別するとともに、石綿含有産業廃棄物については、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・これまで実施した取組を継続する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現場内での自ら利用に努める					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定無し						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定無し				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物		
	全処理委託量	6,316 t	2 t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	6,316 t	0 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	6,316 t	2 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	t	t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類 (コンクリート)	建設混合廃 棄物			
	全処理委託量	700 t	2 t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	700 t	0 t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	700 t	2 t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	t	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定業者から選定する ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な業者から選定する ・再生利用、熱回収が可能な廃棄物は、再生利用業者、熱回収業者に処理委託する ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する 					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が6以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の工程

- ・汚泥
中間処理業者に委託して、固形化若しくは焼却
- ・廃プラスチック類
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・紙くず
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・木くず
中間処理業者に委託して破碎、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・繊維くず
中間処理業者に委託して焼却、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・金属くず
中間処理業者に委託して選別、若しくは再生処理業者に委託して再資源化
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
中間処理業者に委託して選別
- ・コンクリート塊
中間処理業者に委託して破碎
- ・アスファルト・コンクリート塊
中間処理業者に委託して破碎
- ・建設混合廃棄物（管理型）
中間処理業者に委託して、選別若しくは破碎
- ・がれき類（石綿含有産業廃棄物）
最終処分業者に委託して埋立

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	所属：大阪支店 職・氏名 執行役員支店長 作井 孝光
廃棄物担当	組織名：安全環境部 組織人数：4人
役割	<p>ESG 委員会</p> <p>○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要事項を検討する。 ・委員長－支店長 ・委員－各部署長</p>
	<p>廃棄物処理責任者 (安全環境部長)</p> <p>○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理目標の策定 ○廃棄物処理に関する各種決定事項の決定、承認</p>
割	<p>廃棄物担当者 (又は作業所長)</p> <p>○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項</p>

廃棄物管理組織図

